

3. 令和5年度 運営指導の結果

(令和4年度の運営指導と同様の指摘事項)

(全サービス・人員基準関係)

①従業員の雇用契約書が作成されていなかった。

⇒従業員について、その事業者[※]に雇用され、該当する事業所の職務に従事することがわかるようにしてください。

(全サービス・運営基準関係)

②個人情報に関する秘密保持について、従業員(法人代表者が従事する場合を含む)の同意が得られていない。

⇒雇用契約書などに、秘密保持に関する署名がないケースがあります。

従業員(法人代表者が従事する場合を含む)の同意が得られていると明確にわかるようにしてください。

(全サービス・法令遵守)

③定期的に業務管理体制に係る自主点検表が作成されていない。

⇒法人として、自主点検表を作成し、保管しておいてください。

3. 令和5年度 運営指導の結果

④業務管理体制の届出事項について、変更が生じた場合に所管行政庁に所要の届出がされていない。

⇒法人代表者・法令遵守責任者など各変更事項があった場合には、届け出るようにしてください。なお、令和5年3月28日より電子申請で変更等を届け出ていただくこととなりましたので、市のホームページをご覧ください。

⑤運営規程の内容に変更が生じたら、変更が生じた日から10日以内に変更届を提出する必要があるが、提出されていない。

⇒営業日、営業時間、サービス提供時間、定員など運営規程の内容に変更が生じた場合は、必ず変更が生じた日から10日以内に変更届を提出してください。

(全サービス・報酬関係)

⑥事業所で届出をしているが、実際には算定されていない加算があり、取り下げの届出が提出されていない。

⇒加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は算定されなくなることが明らかな場合は速やかに算定の取り下げについて届け出るようお願いいたします。

(訪問介護)

⑦特定事業所加算について、緊急時における対応方法の明示がされていない。

⇒当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した重要事項説明書等を利用者に交付し、説明をしてください。

3. 令和5年度 運営指導の結果

(全サービス・人員基準関係)

①勤務予定表等から変更があったが、勤務実績表に反映されていなかった。



勤務予定表等に変更があった場合、**勤務実績表に正しく反映**してください。

3. 令和5年度 運営指導の結果

(全サービス・運営の基準関係)

①サービス担当者会議等において、個人情報を使用する可能性のある複数の家族の個人情報を用いる場合に、当該複数の家族の同意が文書にて得られていなかった。



当該利用者の家族1名から同意を得るだけでなく、**個人情報を使用する可能性のある家族全員**から同意を得てください。

3. 令和5年度 運営指導の結果

(全サービス・運営の基準関係)

②重要事項説明書に、苦情処理の体制は記載されているが、手順が記載されていなかった。

また、利用料金欄に算定しない加算が記載されていた。



重要事項説明書には、苦情処理の体制だけではなく、**苦情処理の手順も記載してください。**

重要事項説明書の利用料金欄には算定する加算を記載し、**算定しない加算は削除してください。**

3. 令和5年度 運営指導の結果

(全サービス・運営の基準関係)

③市に事故報告書を提出していなかった。



サービスの提供により事故が発生した場合、高槻市の「介護保険事業者等における事故発生時の報告手続き等の取扱い要領」の事故の範囲に該当するものは、所定の様式にて事故報告書を提出してください。

3. 令和5年度 運営指導の結果

(全サービス・運営の基準関係)

④ 広告内容が実態と相違していた。



広告をする場合においては、**その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。**

3. 令和5年度 運営指導の結果

(訪問介護)

①訪問介護の記録に、実際に行った時間を記録できていない。



訪問介護の記録をシステムにより管理した場合に、開始時又は終了時にまとめて開始・終了のボタンを押したことで、サービス提供時間が1分等で入力された事例がありました。修正等できない場合には、**備考欄等に記載する等、実際の時間がわかるように管理してください。**

3. 令和5年度 運営指導の結果

(訪問介護)

②前回提供した指定訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われたが、それぞれの所要時間を合算すべきところ、それぞれ請求をしていた。



前回提供した指定訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われた場合には、**それぞれの所要時間を合算してください。**

3. 令和5年度 運営指導の結果

(通所介護)

①通所介護事業所等において、重要事項説明書に「第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価期間の名称、評価結果の開示状況)等」の項目の記載もれがある。



重要事項説明書に「第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価期間の名称、評価結果の開示状況)等」の項目を記載することとされている事業については、記載してください。

第三者評価を実施していない場合であっても、実施状況を無しとして記載する必要があります。

3. 令和5年度 運営指導の結果

(通所介護)

②個別機能訓練計画について、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して作成したことの記録が不十分であった。



個別機能訓練加算における個別機能訓練計画について、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が**共同して作成する必要があるため、共同作成していることが分かるように計画書上に共同作成者の職種及び氏名を記載してください。**

3. 令和5年度 運営指導の結果

(特定施設入居者生活介護)

・以下の利用料について、施設がすべての入居者から費用を画一的に徴収していたが、認められない。

寝具一式(褥瘡予防用エアマット)、入浴時タオル、通帳等の管理を含む金銭管理費用、日常生活品の預かり金管理費用、厚生労働大臣の定める基準に基づき、入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用、一律に徴収している日用消耗品(カーテン・寝具リース代)、一律に徴収している洗濯代



利用料等の受領について、サービス提供において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者等に負担させることが適当と認められるもの(「その他の日常生活費」)には該当しません。